

小金井市立公園体験活動支援委託プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 件名

小金井市立公園体験活動支援委託

(2) 事業の目的

近年の地域社会の変化によって、子どもと地域のつながりは希薄化し、子どもが社会から孤立したり、生きづらさを感じる状況が生じています。教育機関等（東京学芸大学、社会医学技術学院等）と連携し、子どもと社会のつながりを醸成し、個々が抱える問題を解決する「社会的処方」という考え方を取り入れることで、あらゆる子ども（障がいのある子・ない子、外国にルーツを持つ子など、18歳以下の全ての子ども）の主体的な意見を引き出し、それをもとに栗山公園のビオトープづくりの活動を行うことで、子どもが生き生きと活動できる場を創出します。

また、自然体験をとおして、生き物の成長の様子に関心や親しみを持つことで、環境教育の充実を図るとともに、子ども同士、子どもと学生、子どもと地域の大人が交流することにより、地域コミュニティの醸成及び地域共生社会の実現を目的とします。また、世代を超えた仲間づくりにより、子どもが家族以外の地域の大人に気軽に相談できる心の居場所の創出につなげます。

さらに、未就学児と小学生の交流機会を設けることで、小学校生活へのスムーズな移行を促し、不適応行動を減らすことにつなげます。

(3) 業務の内容

ア 子どもワークショップ支援

イ ビオトープづくり支援

ウ コミュニティ形成支援

※ 上記事業の詳細については、仕様書（案）のとおり。

(4) 履行期間

契約確定日の翌日から令和8年3月31日（火）まで

(5) 予算額（見積限度額）

9,988千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※ 上限額を超えた提案は無効とする。

※ 本事業は、令和7年第3回小金井市議会定例会において、予算が議決されることを前提とし、予算が成立しなかったときは、本プロポーザルに係る契約を行わない場合があります。

(6) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結時に納付しなければなりません。ただし、小金井市契約事務規則第47条第2項各号の一に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがあります。

- (7) 支払い方法
業務完了後一括払い

2 実施形式
公募型プロポーザル方式

3 審査委員会の設置
プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手方となる候補者及び次点者を選考するために「小金井市立公園体験活動支援委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

4 契約の相手方の決定方法
あらかじめ定められた審査基準に基づき、審査委員会で公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。
本業務委託の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、候補者と委託者は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉がまとまらない場合は、次点者に選定された者と交渉を行うこととなります。

5 資格要件
本プロポーザルへ参加するための資格要件（以下「資格要件」という。）は、次に示す全ての事項に該当する者としてします。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける物品買入れ等競争入札参加資格を有する者で、申請先自治体に「小金井市」の登録がなされている者であること。

ただし、現に登録がない者については、本件契約手続き開始までに「東京電子自治体共同運営電子調達サービス」により入札参加資格審査申請を行い、申請先自治体に「小金井市」の登録を行うことができる者であることを参加条件として、次の各号に掲げる書類の提出を求め、競争入札参加資格と同等であることを確認するものとします。

- ① 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）【法人】
- ② 履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）【商号登記している個人】
- ③ 身分証明書【個人】
- ④ 登記されていないことの証明書（成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がないことを証明するもの。）【個人】
- ⑤ 財務諸表【法人・個人】
- ⑥ 法人事業税の納税証明書【法人】
- ⑦ 納税証明書その1（法人税・消費税及び地方消費税）【法人】

- (3) 提出方法 以下の参加申込フォームから。
<https://logoform.jp/form/pCd3/1176384>

※ 提出期限までに参加希望申請書の提出がない場合は、本プロポーザルへの参加意思がないものとみなします。

- (4) 資格要件の確認
提出資料を基に参加資格の確認を行い、結果については、令和7年9月26日(金)までに担当者連絡先へメールで通知します。
- (5) 物品買入れ等競争入札参加資格を有しないものについては、5(1)に記載する書類を参加申込フォームに添付して提出すること。

9 質問と回答

- (1) 提出書類 質問書(様式3)
- (2) 提出期限 令和7年9月29日(月)
- (3) 提出方法 電子メール(着信確認の電話連絡をすること)又は持参(平日の午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く))
- (4) 提出先 「15 問合せ先」のとおり
- (5) 質問回答 令和7年10月2日(木)(予定)

※ 回答は、担当部署において事項別に取りまとめを行い、メールで回答します。(個別回答は行いません。)

10 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
提出書類は下表の順序で製本し、提案内容ごとインデックスを付して、簡易なA4ファイルで提出してください。

様式	提出書類の名称	規格
任意様式	企画提案書	A4縦、横書き、12ポイント、MS明朝体で作成
任意様式	見積書(税抜額及び税込額)	A4縦、業務内容及び年度毎に内訳明細を記入

- (2) 提出部数 8部(【正本】記名1部、【副本】無記名7部)
※ 副本は、事業者名及び事業者名が特定されるロゴマーク等を消すか、必要に応じて黒塗り処理して下さい。
- (3) 提出期限 令和7年10月14日(火)午後5時まで
- (4) 提出方法 必要事項を記載し、配達証明付書留郵便による郵送(提出期限日必着)又は直接窓口(平日の午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く))へ持参してください。
- (5) 提出先 「15 問合せ先」のとおり

11 企画提案書の内容・記載を要する事項

- (1) 業務の視点について

- (2) 業務の内容について
- (3) 業務スケジュールについて
- (4) 業務実績について
- (5) 業務体制について

12 プロポーザル審査方法

(1) 審査基準

別紙審査基準のとおり

(2) 第1次審査（書類審査）

提出された企画提案書等を対象に審査し、得点が高い順に上位3事業者を第1次審査通過とします。ただし、応募事業者が3者以下であった場合は、第1次審査は行わないものとし、第2次審査において、企画提案書等についても併せて審査することとします。

(3) 第2次審査（企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリング）

① 審査委員会において、企画提案書の内容等についてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、候補者及び次点者を選定します。

なお、総得点が高得点であっても仕様書に沿わない場合や、得点が著しく低い審査項目がある場合は、候補者に選定しないことがあります。

また、応募事業者が一者のみであった場合も第2次審査は実施することとし、第2次審査の評価が一定の水準を下回った場合は不合格とし、再度候補者選定を行うこととします。

② 審査は、非公開とします。

③ プレゼンテーション及びヒアリング実施方法

ア 1者につきプレゼンテーション20分以内、ヒアリング10分程度とします。

イ 提出した資料を用いてプレゼンテーションを行ってください。プレゼンテーションでは、パワーポイント等の使用を可とし、プレゼンテーションに必要な機器は全て参加者側でご用意ください。ただし、プロジェクター及びスクリーンは、市で用意します。なお、プレゼンテーション資料には、事業者名を記載しないよう留意願います。

ウ 出席者は、業務責任者及び主担当者を含む5人以内とします。

エ プレゼンテーション及びヒアリングに参加しない場合は、失格とします。

ただし、交通機関等の事故等真にやむを得ない理由がある場合は、速やかに「15 問合せ先」に連絡してください。

13 審査結果

(1) 第1次審査の結果は、令和7年10月21日（火）までに、第1次審査に参加した全者に文書にて通知します。

(2) 第2次審査の結果は、令和7年10月29日（水）までに第2次審査に参加し

た全者に文書にて通知します。

- (3) 候補者に選定されなかった参加者は、審査結果を受領した日の翌日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができます。
- (4) 前項により説明を求められたときは、説明を求めることのできる最終日の翌日から起算して10日（閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

14 留意事項

- (1) 小金井市は、参加者が提出した書類（以下「参加者提出書類」という。）を次のとおり取扱うものとします。
 - ① 参加者提出書類が次のいずれかに該当する場合、当該参加者提出書類を無効とします。
 - ア 本実施要領の規定に違反した記載がされているもの
 - イ 虚偽の内容が記載されているもの
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部（ただし、重要な部分に限る。）が記載されていないもの
 - エ 見積書の通貨が日本円で記載されていないもの
 - オ その他、設定した条件を満たしていない場合
 - ② 提出資料は、返却しません。
 - ③ 小金井市が、本委託業務のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得て参加者提出書類の内容を無償で使用できるものとします。参加者提出書類は、選考を行う作業において必要な範囲で複製を作成することがあります。

なお、参加者提出書類は小金井市情報公開条例に基づき公表されることがあります。
- (2) 参加者は、参加希望申請書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。
- (3) 小金井市が提供する資料は、小金井市の許可なく公表及び目的外に使用することはできません。
- (4) 応募に際して要した費用は、参加者の負担とします。
- (5) 提出後の参加者提出書類の修正又は変更はできません。
- (6) 候補者が契約までに、応募資格等を喪失した場合や、契約に際して事故がある場合もしくは仕様書の調整がまとまらない場合は、次点者を候補者とする場合があります。
- (7) 市ホームページ（入札契約情報）に掲載している「業務委託契約書（約款）」、「小金井市競争入札等参加者心得」及び「小金井市契約における暴力団等排除措置要綱」の内容を熟知のうえ参加してください。

15 問合せ先

〒184-8504 小金井市本町六丁目6番3号

担 当：小金井市環境部環境政策課緑と公園係

電 話：042-387-9860

E-mail：s040199@koganei-shi.jp